

令和 4 年 6 月 22 日現在

機関番号：32633

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K19701

研究課題名（和文）周産期医療における特別養子縁組の支援の現状と課題の明確化

研究課題名（英文）Survey of supports for women who want special adoption at health care settings.

研究代表者

片岡 弥恵子（KATAOKA, Yaeko）

聖路加国際大学・大学院看護学研究科・教授

研究者番号：70297068

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、特別養子縁組に関する看護職の支援の現状を明らかにすることを目的とした。横断的研究であり、周産期母子医療センターに勤務している看護職に質問紙を配布した。492名の看護職から返信があり、そのうち65.5%がすでに養育の意思のないことがわかっている周産期女性への支援経験があった。特別養子縁組を予定している実親に支援をしたことがあると回答した者は272名(55.3%)であり、うち142名(73.2%)が実親の希望で育児をしていると回答された。授乳については、23.4%のみが授乳を可能としていることがわかった。今後、ガイドラインや教育が必要であると考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で明確になったことを基盤に、教育プログラムの開発、ガイドラインの策定に貢献できる。将来的には、実親ならびに養親、子どもへの良質な支援の提供が可能となる。

研究成果の概要（英文）：The aim was to clarify the present situation of nurses' support for perinatal women who want to place their child up for special adoption. A cross-sectional survey was conducted using questionnaire. The questionnaire was distributed to nurses working at perinatal medical centers in Japan. Responding were 492 nurses. A majority of nurses (65.5%) experienced supporting women already known to have no intention to raise their child. A smaller majority, 272 nurses (55.3%), had the experienced of supporting the biological parents who had decided to place their infant up for special adoption. Although 142 nurses (73.2%) allowed biological parents to take care of their infant at the parent's request, the others did not ask biological parents to take care of their infant. Moreover, only 23.4% of nurses responded that biological mother could breast feed their infant. The care guidelines and education for health care providers would be needed.

研究分野：周産期

キーワード：特別養子縁組 虐待 看護 助産師 周産期

### 1. 研究開始当初の背景

子どもの虐待は、深刻な社会問題であり、様々な取り組みや支援が実施されているが、児童相談所への相談件数は増え続けている。虐待による死亡は0歳児が約6割と最も多く、なかでも子どもを産んだ後に遺棄する事例がこの半数を占める。虐待死を未然に防ぐ取り組みとして妊娠SOS等の相談事業が始まっている。

子どもを産んでも育てることが困難な場合、「特別養子縁組」という制度がある。特別養子縁組とは、未成年者とその実親側の法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる制度である。日本では、虐待や予期しない妊娠等の理由で親子分離された子どもは約4万人にのぼる。そのうち約9割が施設養護であり、以前より欧米と比較して家庭養護が極端に少ないことが指摘されていた。このような状況の中、2016年に児童福祉法が改正され、家庭養育優先の理念が規定された。厚生労働省は、新しい社会的養育ビジョンを策定し、施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、永続的解決の徹底等を打ち出し、目標年限を定め計画的に進めることを明確に示した。

周産期医療において、助産師をはじめとする医療者は、養子縁組制度によって出産後に子どもを養子として託す妊産婦(産みの親)への支援を行っている。子を育てることが困難な妊婦は、未婚、若年、貧困、性暴力など社会的ハイリスクが多く、多くの場合受診が遅れる。このような複雑な背景の妊婦の状況を把握しながら、迅速な多職種連携での支援には壁も大きい。また産んでも育てられない事情、揺れる気持ちに寄り添う支援は、経験のある助産師でも容易ではない。今後、国として養子縁組制度が進められるが、適切な支援を行っていくためには、受け入れ体制強化、支援環境の整備、標準的な支援の作成、医療者への教育等の対応を早急に始める必要がある。しかし、周産期医療における特別養子縁組の支援に関する課題や対策に関する研究は皆無であり、現状さえもわかっていない。現状や課題の明確化なくしては、特別養子縁組の支援体制整備に向けての方略を策定することはできない。

### 2. 研究の目的

本研究は、周産期医療における特別養子縁組支援の全国調査から支援の現状や実態を明らかにすることを目的とする。

### 3. 研究の方法

本研究は、無記名自己記入式質問紙を用いた横断的量的研究であった。研究対象は、全国の周産期母子医療センターの病棟または外来で勤務する臨床経験2年以上の助産師、看護師、保健師で、研究協力依頼をして同意の得られた者とした。全国を一般的に用いられている8地方に区分し単純無作為抽出法にて抽出した周産期母子医療センターに研究協力依頼書を郵送した。研究協力が得られた場合は、組み入れ基準に合う看護職の人数を返信してもらい、研究協力施設へ人数分の質問紙を郵送した。施設の担当者から各看護職に質問紙を配布してもらい、質問紙に記入後に郵送にて回収した。データ収集期間は、2018年7月~2018年12月であった。

調査の内容は、研究対象者の背景として、年齢、臨床経験年数、職種、勤務施設(総合母子医療センター又は地域周産期母子医療センター)、現在の勤務場所、特別養子縁組について学習する機会の有無(看護・助産基礎教育機関、教育機関、教育機関以外)を質問項目とした。

周産期の女性から相談された経験については、養育意思がないと妊産婦から相談された経験、特別養子縁組を希望したいと相談された経験の2点を設定した。次に、すでに養育意思のない妊産婦への支援経験、そして、産後入院中の特別養子縁組を希望する褥婦への支援経験、子どもが施設へ入所が決まっている褥婦への支援経験について質問を設定した。最後に、児童虐待事例への支援経験についての質問を作成した。それぞれの質問には、支援の困難について、自由記述を設定した。

質問紙には、児童虐待及び特別養子縁組の基本的な知識と特別養子縁組に対する態度を含めた。児童虐待についての基礎的な知識は、制度、法律、看護職として児童虐待事例への必要な対応で構成し、特別養子縁組の基礎的な知識の内容は、制度、法律、日本での現状を問うものとした。特別養子縁組に対する態度尺度は、「母性神話」(5項目)、「実親への共感」(6項目)、「特別養子縁組の意義」(6項目)、「特別養子縁組の必要性」(6項目)の4下位尺度を設定した。質問紙はリッカートスケールの5件法とし「とてもそう思う」「ややそう思う」「どちらでもない」「ややそう思わない」「全くそう思わない」と設定した。点数は1から5点で設定し、22項目の合計得点範囲は22点から110点とする。高得点ほど特別養子縁組に肯定的な態度をもち、得点が高いほど特別養子縁組に否定的な態度をもつとした。分析はSPSS ver.24.0を用いた。

本研究は、聖路加国際大学研究倫理審査委員会の承認【18-A008】を受けて実施した。

#### 4. 研究成果

##### (1) 研究対象者

研究対象となる 1,063 名に質問紙を配布し、492 名から回答が得られた(有効回収率 46.2%)。対象者の職種は助産師 314 名(63.8%)が最も多く、看護師は 169 名(34.4%)、保健師も数名いた。勤務施設は、総合周産期医療センター 340 名(69.1%)、地域周産期医療センター 136 名(27.6%)であった。勤務場所は産科病棟が 223 名(45.3%)と最も多かった。対象者には、管理者が 90 名(18.2%)含まれていた。臨床経験年数は 14.1 年(SD±9.5)であり、2 年から 38 年と幅があった。

特別養子縁組について看護・助産基礎教育で学習の機会があった者は 76 名(15.4%)であり、なかった者 188 名(38.0%)、おぼえていないと回答した者は 233 名(45.5%)であった。また、特別養子縁組について看護・助産基礎教育以外で学習の機会があったと回答した者は 113 名(23.2%)であった。特別養子縁組に関する学習の場所について表 2 に示したが、院外の学習会やセミナーが 54 名(48.2%)と最も多かった。

##### (2) 「子どもを養育できない」と相談された経験

周産期の女性から、子どもを「養育できない」「養育の意思がない」と相談された経験のあると回答した者は 240 名(48.8%)であった。その際の対応としては、複数回答にて、妊産褥婦の話の傾聴 212 名(88.3%)、院内のソーシャルワーカー/社会福祉士への相談 194 名(80.8%)、師長や管理職への相談 187 名(77.9%)、必要な情報の収集 179 名(74.6%)、情報共有のためのカンファレンスの実施 178 名(74.2%)が多かった。

##### (3) すでに養育の意思のないことがわかっている周産期女性への支援経験

病院にて、すでに養育の意思のないことがわかっている女性への支援経験のある者は 322 名(65.5%)であった。具体的な支援について自由記載にて回答してもらったところ、「院内外の関係部署に連絡・連携して対応した」(113 名)が最も多く、次いで「入院中の育児について(何をするか)意思の確認」(50 名)であった。

##### (4) 出産後に特別養子縁組を予定している実親への支援経験

特別養子縁組を予定している実親に、分娩後入院中に支援をしたことがあると回答した者は 272 名(55.3%)であった。出産後から養親のもとへ行くまでの間の子どもの所在については、実親と数日は一緒に病院で過ごし、子どもは先に退院して養親の元へ行ったという回答が 99 名(40.1%)、子どもは実親と一緒に退院してその後養親の元に行った 92 名(37.2%)、実親は分娩室にいる時だけ一緒に過ごしその後養親の元に行った 31 名(12.6%)、出生後実親に会うことなく出生当日に養親の元に行った 25 名(10.1%)であった。

入院中の育児については、142 名(73.2%)が実親の希望で育児をしてもらったとの回答だった。実親による育児はしてもらっていないと回答した 40 名(20.6%)に、抱っこして触れ合う機会は設けているか質問したところ 26 名(65.0%)があるとの回答であった。授乳について複数回答で質問したところ、人工乳が 128 名(65.0%)と最も多く、分娩後に乳汁産抑制剤を内服し母乳を止めた 71 名(36.0%)、直接授乳 46 名(23.4%)、初乳のみ与えた 28 名(14.2%)、搾母乳を与えた 2 名(6.1%)という回答であった。

##### (5) 子どもの施設入所が決まっている実親への入院中の支援経験

子どもの施設入所が決まっている褥婦・子どもへの入院中の支援経験があると回答した者は 381 名(77.4%)であった。その際の子どもの所在を質問したところ、実親は先に退院し子どもは施設からの迎えがくるまで病院で預かっていたという回答が 216 名(57.8%)と最も多かった。入院中の育児は実親の希望でしてもらった 267 名(71.6%)と 7 割を超えていた。実親による育児はしなかったと回答した 82 名(22.0%)のうち、ほとんどが(81 名)が実親と子供を抱っこして触れ合う機会をもったとの回答だった。授乳については、人工乳が 227 名(62.5%)と最も多く、次いで直接授乳 124 名(34.2%)、分娩後に乳汁産抑制剤を内服して母乳は止めた 96 名(26.4%)、初乳のみ与えた 69 名(19.0%)、搾母乳 57 名(15.7%)であった。

##### (6) 看護職の児童虐待及び特別養子縁組に関する知識

児童虐待の知識得点平均は 7.8 点(SD=1.8)で得点範囲は 0 点から 10 点であった。児童虐待の知識の各項目の正答率は高かったが、児童虐待の定義を規定している法律を問うた項目は正答率が 19.8%と低かった。特別養子縁組の知識得点平均は 7.7(SD=2.2, 範囲 0-10)点であった。特別養子縁組の知識得点の正答率において極端に正答率の低い項目はみられなかった。児童虐待の得点と特別養子縁組の得点について、Pearson の積率相関係数は  $r = 0.6$  で正の相関がみられた( $p=0.001$ )。特別養子縁組の得点と関連が認められたのは、臨床にて「病院ですでに養育の意思がないことがわかっている妊産褥婦への支援経験」( $p=0.02$ )のみであり、看護職の年齢や

臨床経験年数等の属性で関連があるものはなかった。

#### (7) 特別養子縁組に対する態度

本研究で作成した「特別養子縁組に対する態度」の構成概念妥当性を検討するために探索的因子分析を行った。固有値の変化と因子の解釈可能性を考慮し、4 因子を仮定して因子分析を行った結果、最終的に 17 項目 4 因子が抽出された。第 1 因子は 4 項目で構成されており「出産することで母性が備わる」や「出産すれば誰でも母親になれる」といった母性に関する典型的な価値観が高い負荷量として表れているため【母性神話】と命名した。第 2 因子は 5 項目で構成されており、看護職が特別養子縁組という制度についてのどのような思いを抱いているかという項目が高い負荷量を示しており、【特別養子縁組制度への意義】と命名した。第 3 因子は 4 項目で構成されており、下位概念として設定していた特別養子縁組制度の必要性よりも、子どもを養育する環境が及ぼす影響について表す項目が高い負荷量を示しており、【子どもの養育環境の重要性】と命名した。第 4 因子は 4 項目で構成されており、養育困難な実親へ抱く思いが高い負荷量を示していた。そこで【実親への共感】と命名した。確認的因子分析の結果は、CMIN(x2 値)=282.0(p<0.01), GFI=0.93, AGFI=0.90, CFI=0.88, RMSEA=0.06 であった。特別養子縁組に対する態度の個人属性では職位(管理職 61.6 点 vs 管理職以外 60.0 点, p <0.05)で有意な差を認められた。周産期母子医療センターに勤務する看護職は、子どもにとってより適切な養育環境という視点から特別養子縁組に肯定的な態度をもつということが示唆された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 青山 さやか、片岡 弥恵子
2. 発表標題 周産期母子医療センターにおける特別養子縁組への支援の現状
3. 学会等名 第60回日本母性衛生学会学術集会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 青山 さやか、片岡 弥恵子
2. 発表標題 周産期センターに勤務する看護職の特別養子縁組制度に関連した知識
3. 学会等名 第34回日本助産学会学術集会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 星野 円花、蛭田 明子
2. 発表標題 出産後早期に特別養子縁組制度を利用した女性が語る、子どもを産み、養親に託すという体験
3. 学会等名 第34回日本助産学会学術集会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 青山さやか, 片岡弥恵子
2. 発表標題 周産期母子医療センターに勤務する看護職の特別養子縁組に関する支援体験 - 管理者とスタッフの支援経験 -
3. 学会等名 第35回日本助産学会学術集会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Sayaka Aoyama, Akiko Hiruta, Yaeko Kataoka
2. 発表標題 Midwives' practice and attitude toward special adoption system in Japan
3. 学会等名 The 32nd ICM Virtual Triennial Congress (国際学会) (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	岡田 明子 (蛭田明子)	聖路加国際大学・大学院看護学研究科・准教授	
	(HIRUTA Akiko)		
	(80584440)	(32633)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------